

小中連携・一貫教育について

1 小中連携・一貫教育

小中連携・一貫教育は、各市町村や中学校区において、独自に取組を進めてきています。本市においても、中学校区ごとにそれぞれ実情に応じて、小中連携教育が行われてきました。以下に、全国の先進地の実践や諸調査などから、小中連携・一貫教育が必要とされる背景についてまとめました。

※語句の整理

【小中連携教育】

小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

【小中一貫教育】

小中一貫教育…小中連携教育のうち、**小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成**し、系統的な教育を目指す教育

※出典：「小中一貫教育等についての実態調査」（平成26年5月 文部科学省）

(1) 小・中学校共通の目標としての義務教育の目標の実現

小・中学校それぞれの発達段階に応じた目標の達成をめざす教育実践や小・中学校段階間にある差異は、これまでも子ども達の成長に寄与してきました。加えて、義務教育9年間における子どもの発達について、義務教育段階を担当する教員が互いに理解し合い、情報を共有し、協働の意識を高めるという視点が必要であり、「15歳の姿に責任を持つ」という共通認識に立った小中連携・一貫教育のあり方を求めていかなければなりません。

※主な関連法規の推移

平成18年 教育基本法改正（「義務教育の目的」新設）

平成19年 学校教育法改正（小・中学校共通の目標として「義務教育の目標」規定新設）

平成27年 学校教育法改正（「義務教育学校」の制度の創設等）

(2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応

平成20年の学習指導要領改訂以来、学校では知識・技能の習得と共に教科内容の系統性を重視し、思考力・判断力・表現力を育成するための学習活動の充実に努めています。これら学習内容の量的・質的充実に対応して、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や児童生徒のつまずきやすい学習内容について長期的な視点に立ったきめ細かな学習指導が求められています。

(3) 発達の早期化への対応

平成25年における児童生徒の身長や体重の伸びが大きくなる時期は、昭和23年よりも2年程度早まっており、それに伴い、思春期の到来時期も早まっています。

また、平成16・17年度に行われた文部科学省委嘱調査である「義務教育に関する意識調査」においては「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がる段階において、肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向にあり、併せて、自尊心に関わる質問に対する否定的な回答も小学校高学年から多くなるという結果も出ています。

(4) いわゆる「中1ギャップ」への対応

小学校での指導と中学校での指導は発達段階に応じた独自性があり、適度の段差が学校段階間で存在することに教育効果があることは前述の通りです。

一方で、小・中学校間の教育活動の差異が過度となる場合、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」につながっています。

(5) 学校における社会性育成機能の強化

家庭や地域における子どもの社会性育成機能の低下、単独の学校では十分な集団規模の確保が困難な地域の増加などを背景に、異学年交流の活性化やより多くの教師が児童生徒に関わる体制の確保、地域の教育力の活用がニーズとして高まっています。

また、貧困、虐待、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加、不登校の増加、保護者のニーズの多様化と対応の困難化など学校現場の課題が複雑化している現状において、学校単位での取組では十分な対応ができない状況も見られ、中学校区単位での連携が必要です。

(参考) 小中一貫教育に関する制度の類型

| | | 義務教育学校 | 小中一貫型小学校・中学校 |
|-------|-----------|---|---|
| 設置者 | | — | 同一の設置者 |
| 修業年限 | | 9年（前期6年＋後期3年） | 小学校6年、中学校3年 |
| 組織・運営 | | 一人の校長 一つの教職員組織 | それぞれの学校に校長、教職員組織 小・中における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 |
| 免許 | | 原則小中の両免許状を併有 | 所有する学校の免許状を保有していること |
| 教育課程 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 | |
| 特例 | 独自教科設定 | ○ | ○ |
| | 指導内容入替・移行 | ○ | ○ |
| 施設形態 | | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型 | |
| 設置基準 | | 前期は小、後期は中の基準準用 | 小・中学校それぞれの設置基準を適用 |
| 標準規模 | | 18学級～27学級 | 小・中学校それぞれ12学級～18学級 |
| 通学距離 | | おおむね6km以内 | 小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内 |
| 設置手続き | | 市町村の条例 | 市町村教育委員会の規則等 |

小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

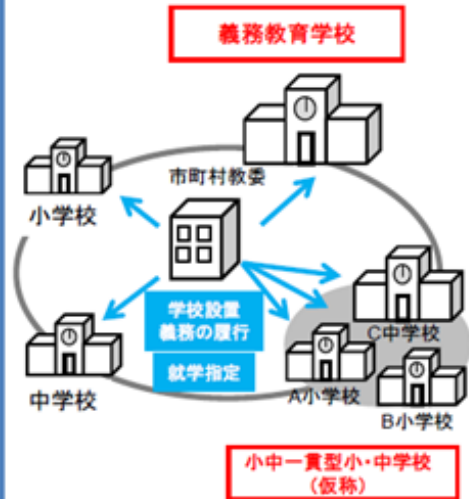
◎小中一貫教育の2つの類型

今回学校教育法等改正で措置

今後政省令改正で措置

| | 義務教育学校 | 小中一貫型 小学校・中学校(仮称) |
|------|--|--|
| 修業年限 | ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) | ・小・中学校と同じ |
| 教育課程 | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ) |
| 組織 | ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) <small>(制度化に伴う主な支援策)</small> 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置 | ・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を図る者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 <small>(制度化に伴う主な支援策)</small> 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置 |
| 施設 | ・施設の一部・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策)</small> 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援 | ・施設の一部・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策)</small> 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援 |

◎ 制度化後のイメージ



38

| 施設分離型 | 施設隣接型 | 施設一体型 |
|--|--|---|
| <p>中学校</p> <p>小学校</p> <p>小学校</p> <p>地理的に離れている小学校と中学校が、既存の校舎のまま一貫教育を行う形態。教育目標や教育課程を統合し、小・中学校の教職員が積極的に連携しながら、一体感のある指導を進める。</p> | <p>中学校</p> <p>小学校</p> <p>近距離に隣接する小学校と中学校が、その地理的環境を生かした一貫教育を行う形態。小学校高学年が中学校の校舎で学習したり、日常的に小・中学校の交流や教員の乗り入れ授業を行うことが考えられる。</p> | <p>小・中学校</p> <p>小学校と中学校を同一敷地内(または同一校舎内)に設置して一貫教育を行う形態。小学生と中学生が日常的に交流し、配置された教員が9年間を通して緊密な一貫指導を進める。</p> |

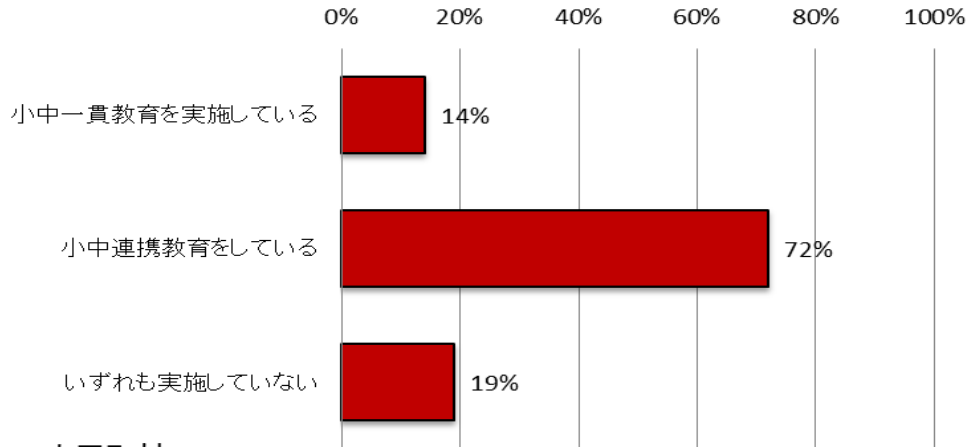
2 全国・全道・管内の実施状況

●文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査」より

・調査時点 平成29年3月1日

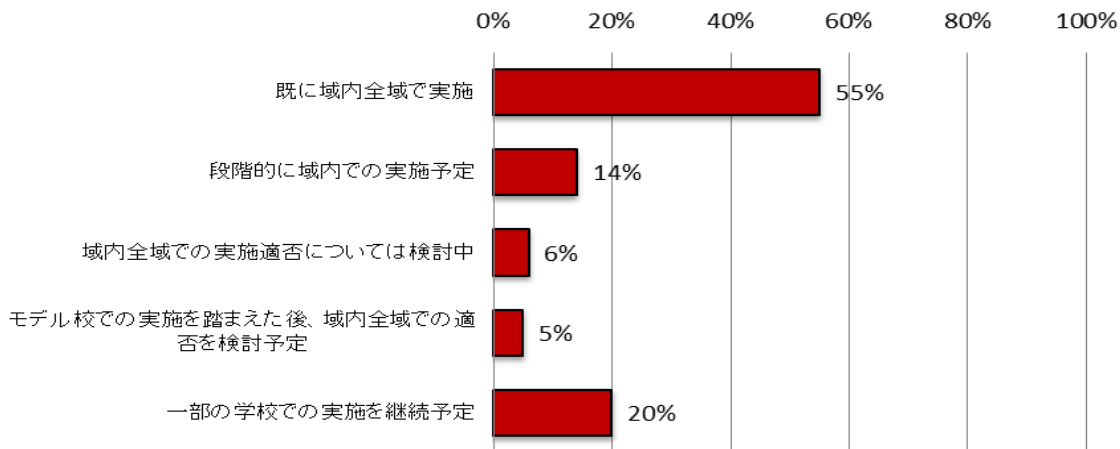
・調査対象 全都道府県、全市区町村（一部事務組合を含む）、附属学校を設置する国立大学法人、小学校又は中学校を設置する全学校法人

市区町村における小中一貫教育、小中連携教育の実施状況



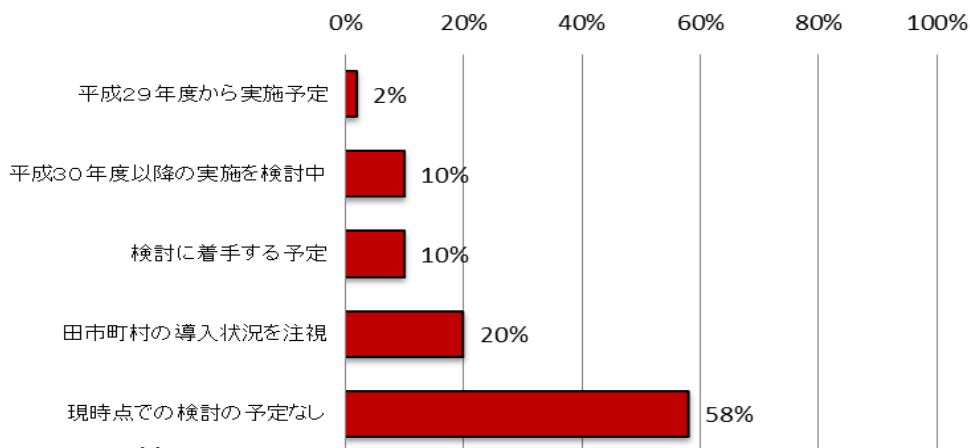
回答 1749市区町村

小中一貫教育を行っている市区町村における実施状況及び展開の予定



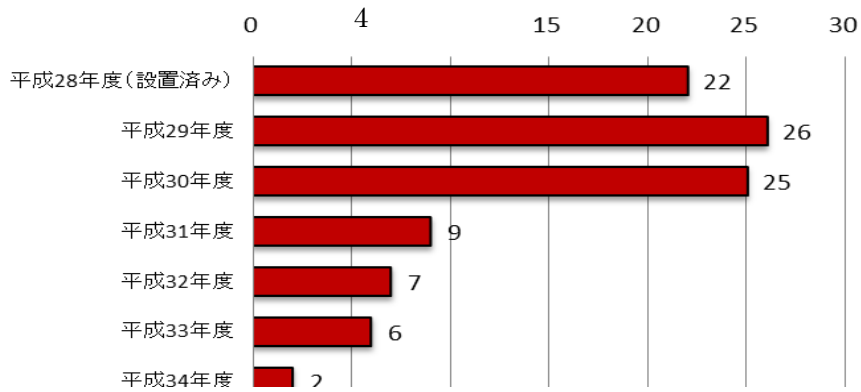
回答 249市区町村

小中一貫教育を行っていない市区町村における検討状況

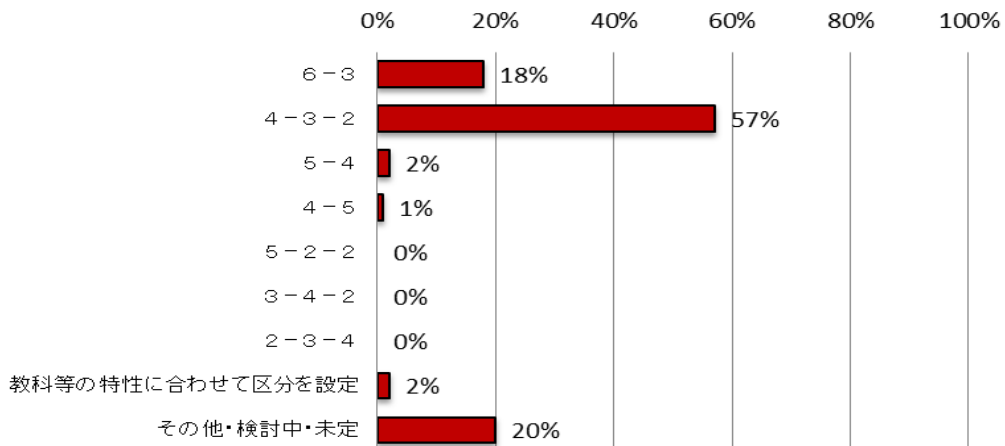


回答 1500市区町村

義務教育学校の年度別設置状況

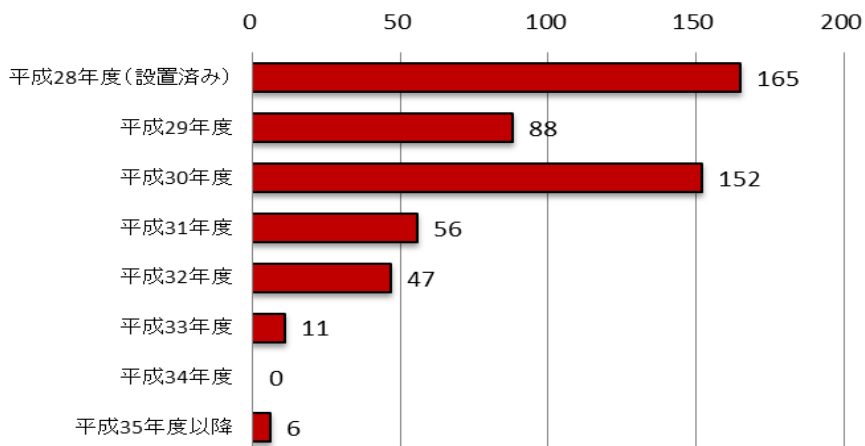


義務教育学校の学年の区切り

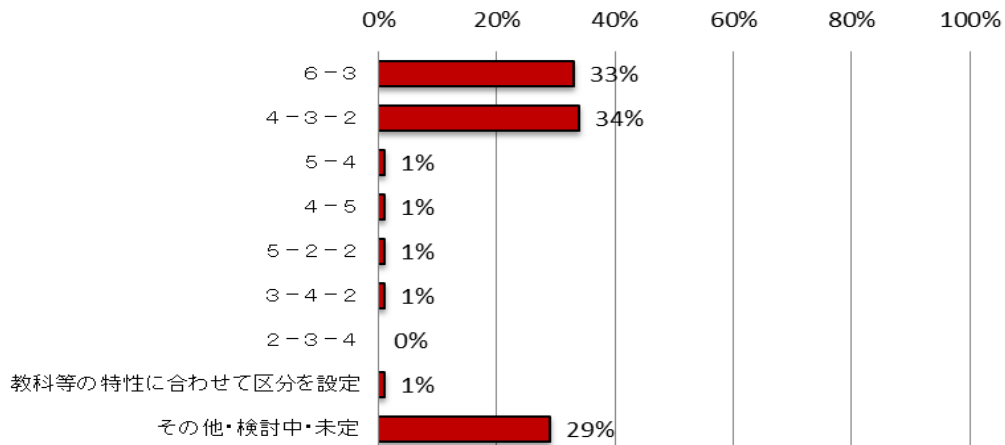


回答 100校(義務教育学校設置及び設置予定校数)

併設型小学校・中学校の年度別設置状況

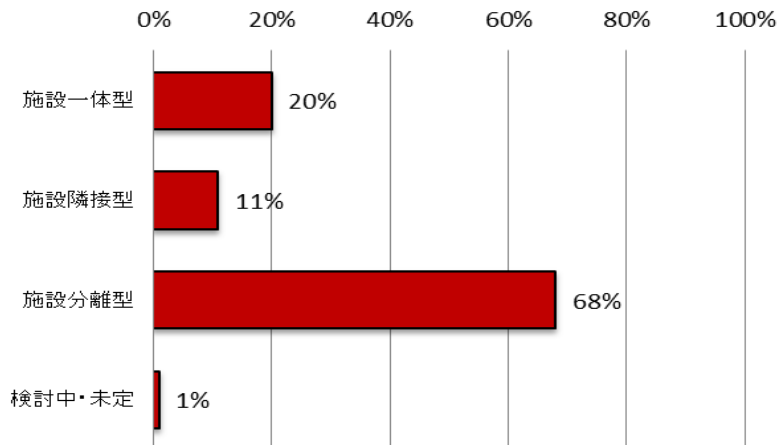


併設型小学校・中学校の学年の区切り



回答 584件(併設型小学校・中学校設置及び設置の予定、検討中件数)

併設型小学校・中学校の施設形態



回答 584件(併設型小学校・中学校設置及び設置の予定、検討中件数)

●北海道教育委員会「小中連携、一貫教育実践事業」

北海道教育委員会では、平成26年度から28年度まで全道14実践指定地域、小学校18校、中学校13校、義務教育学校2校を実践指定校として指定し、小・中学校9年間を見通した学習指導等を行うことにより、児童生徒の学力向上を図る実践的な研究を実施しています。

【事業の内容】

- ・義務教育の9年間の系統性を明らかにした指導計画の作成
 - ・小・中学校教員相互の乗り入れ授業の実施
 - ・合同の研修会の実施
 - ・施設一体型の小中一貫教育を目指す地域を「パイロットモデル地域」として指定 等
- ※15地域、13中学校、18小学校、2義務教育学校、4パイロットモデル地域を指定

【実践指定地域・実践指定校一覧（平成28年度）】

| No. | 管内 | 指定地域 | 実践指定校（中学校） | 実践指定校（小学校） | 実践指定校（義務教育学校） | P地区 |
|-----|-------|------|-------------|-------------|---------------|-----|
| 1 | 空知 | 沼田町 | 沼田町立沼田中学校 | 沼田町立沼田小学校 | | |
| 2 | 石狩 | 当別町 | 当別町立当別中学校 | 当別町立当別小学校 | | ○ |
| 3 | 後志 | 京極町 | 京極町立京極中学校 | 京極町立京極小学校 | | |
| | | | | 京極町立南京極小学校 | | |
| 4 | 胆振 | 豊浦町 | 豊浦町立豊浦中学校 | 豊浦町立豊浦小学校 | | |
| | | | | 豊浦町立大岸小学校 | | |
| | | | | 豊浦町立礼文華小学校 | | |
| 5 | 日高 | 様似町 | 様似町立様似中学校 | 様似町立様似小学校 | | |
| 6 | 渡島 | 長万部町 | 長万部町立長万部中学校 | 長万部町立静狩小学校 | | |
| | | | | 長万部町立長万部小学校 | | |
| 7 | 檜山 | 江差町 | 江差町立江差北中学校 | 江差町立江差北小学校 | | ○ |
| 8 | 上川 | 比布町 | 比布町立比布中学校 | 比布町立中央小学校 | | |
| 9 | 留萌 | 初山別村 | 初山別村立初山別中学校 | 初山別村立初山別小学校 | | |
| 10 | 宗谷 | 稚内市 | 稚内市立稚内東中学校 | 稚内市立稚内東小学校 | | |
| | | | | 稚内市立声問小学校 | | |
| 11 | オホーツク | 小清水町 | 小清水町立小清水中学校 | 小清水町立小清水学校 | | |
| | | 斜里町 | | | 斜里町立知床ウトロ学校 | |
| | 十勝 | 陸別町 | 陸別町立陸別中学校 | 陸別町立陸別小学校 | | |
| | 釧路 | 白糠町 | 白糠町立庶路中学校 | 白糠町立庶路小学校 | | ○ |
| | 根室 | 中標津町 | | | 中標津町立計根別学園 | ○ |

- 28年度文部科学省「小中一貫教育実践事業」の指定を受けている市町村
白糠町、当別町、中標津町、旭川市

●管内の状況

【恵庭市】

- ・平成23年3月、恵庭市学校教育あり方検討会議にて、必要性の認識及び接続連携エリア、教育課程の編成実施について言及
- ・接続エリアは中学校区単位、教育課程については教育委員会・中学校区単位に作業チームを編成し、編成実施を希望

【北広島市】

- ・平成30年度から全市一斉に本格実施
- ・学校教育課から小中一貫教育課を一時的に独立

【江別市】

- ・江別市教育研究会小中交流会を中学校区単位で実施

【石狩市】

- ・（仮称）厚田小中学校の新設
- ・厚田中学校、厚田小学校、望来小学校、聚富小中学校を一校に統合して義務教育学校を設置

【当別町】

- ・文部科学省、北海道教育委員会の指定を受けて実践
- ・小・中学校の統廃合を進め、当別中学校区、西当別中学校の二中学校区に整理

【新篠津村】

- ・新篠津教育研究会小中交流会を実施
- ・一村一小、一中であることからかねてからさまざまな連携

3 小中連携・一貫教育により期待される効果、考えられる課題

全国の先進事例などから、小中連携・一貫教育を進めることにより期待される効果と考えられる課題についてまとめます。効果に関しては、必ずしも即効性のあるものではなく、検証を重ねながら、取組を継続して現れてくるものともいわれています。

(1) 期待される効果

①学習指導上の効果

- ・授業の理解度の向上にともなう各種学力・体力調査等の結果の向上
- ・学習に対する不安感の軽減、学習への動機付けの明確化
- ・学習習慣の定着 など

②生徒指導上の効果

- ・いわゆる「中1ギャップ」（不登校、いじめ）の減少
- ・異学年の児童生徒との望ましい人間関係の形成による自己肯定感の高まり
- ・学習規律、生活規律の定着、生活リズムの改善 など

③教職員に与える効果

- ・ 学校種を超えて、義務教育段階を担当する教員であるという意識の高まり
- ・ 指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- ・ 小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高揚 など

④その他

- ・ 学校運営、校務分掌の効率化とそのことによる教職員の負担軽減
- ・ 小・中学校教員、児童生徒、保護者の一体感の醸成
- ・ 各中学校区の特色・教育資源を生かした教育活動の充実 など

(2) 考えられる課題

①準備に関わる課題

- ・ 9年間の系統性を持たせた指導計画の作成、小中合同行事の設定
- ・ 中学校間、小学校間の取組の差の解消
- ・ 時間割や日課表の工夫、施設の使用時間調整
- ・ 学校運営協議会、学校評議員等類似する組織の整理・統合 など

②時間の確保に関わる課題

- ・ 小・中学校間の打合せや合同研修の時間の確保
- ・ 小・中学校の交流を図る場合の移動時間・手段・安全の確保
- ・ 教職員の負担の軽減、負担感・多忙感の解消、負担の不均衡 など

③児童生徒に与える影響

- ・ 転出入児童生徒への学習指導上、生徒指導上の対応
- ・ 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- ・ 中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
- ・ 小学校高学年におけるリーダーシップ発揮の場面の保障 など

④教職員の意識に関わる課題

- ・ 小・中学校が接続する学年等以外を担当する教職員の意識向上
- ・ 成果や課題の可視化と関係者間での共有、そのための手法の確立
- ・ 管理職や教職員間の共通認識の醸成 など

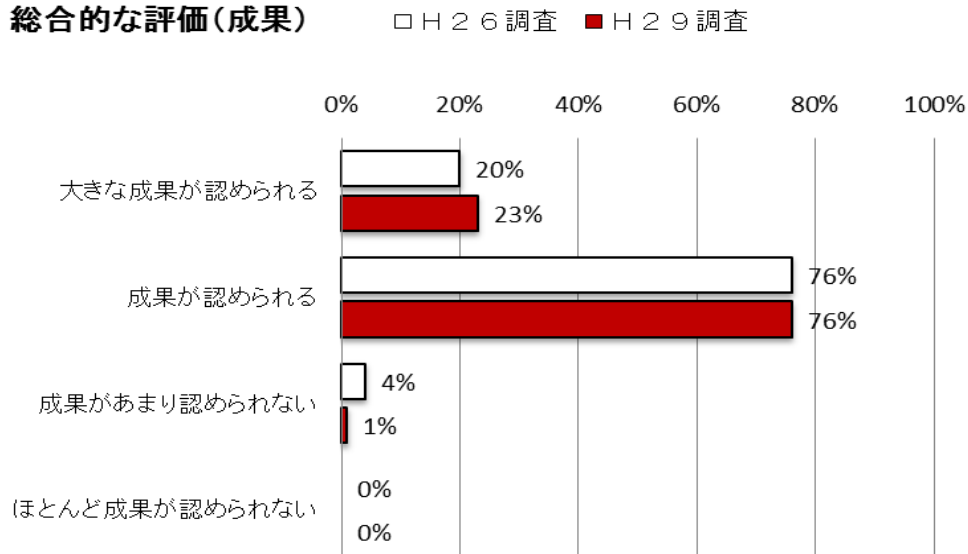
⑤人事・予算面に関わる課題

- ・ 兼務発令の拡大、兼務発令の趣旨の理解
- ・ 小・中学校間のコーディネーター機能の充実
- ・ 小・中学校の教職員人事の一体的な運用
- ・ 必要な予算の確保、小・中学校の予算の一体的な運用 など

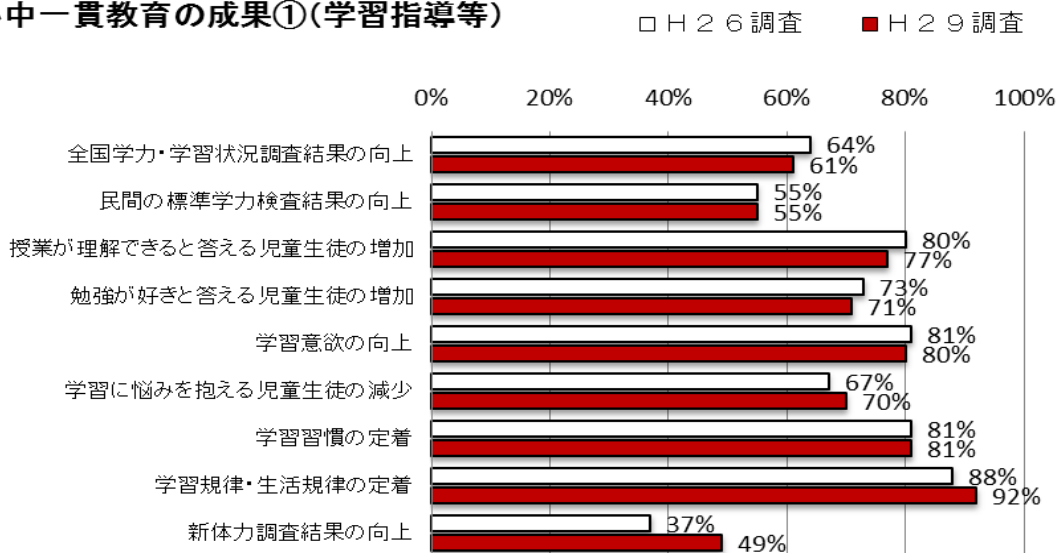
●文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査」より

- ・調査時点 平成29年3月1日
- ・調査対象 全都道府県、全市区町村（一部事務組合を含む）、附属学校を設置する全国立大学法人、小学校又は中学校を設置する全学校法人

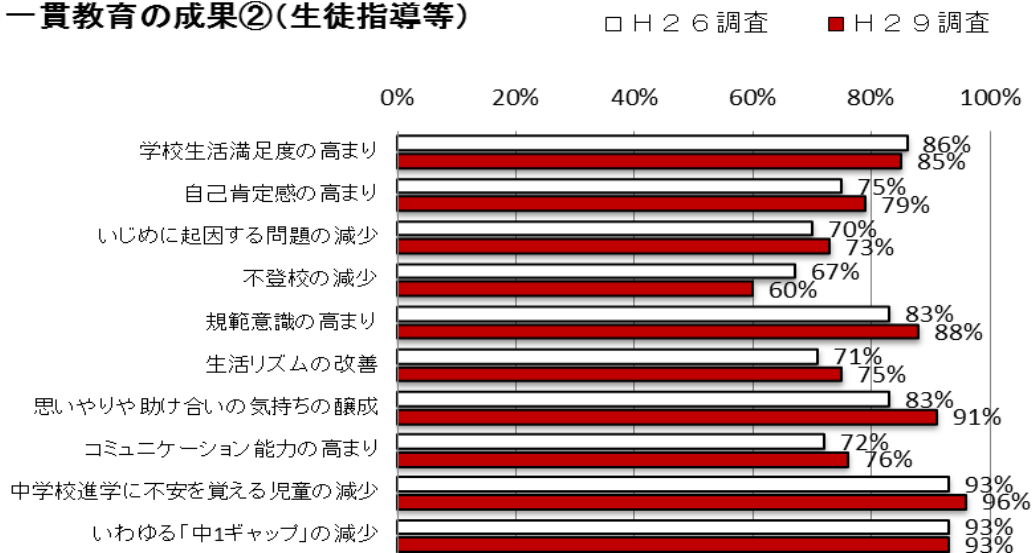
総合的な評価(成果)



小中一貫教育の成果①(学習指導等)

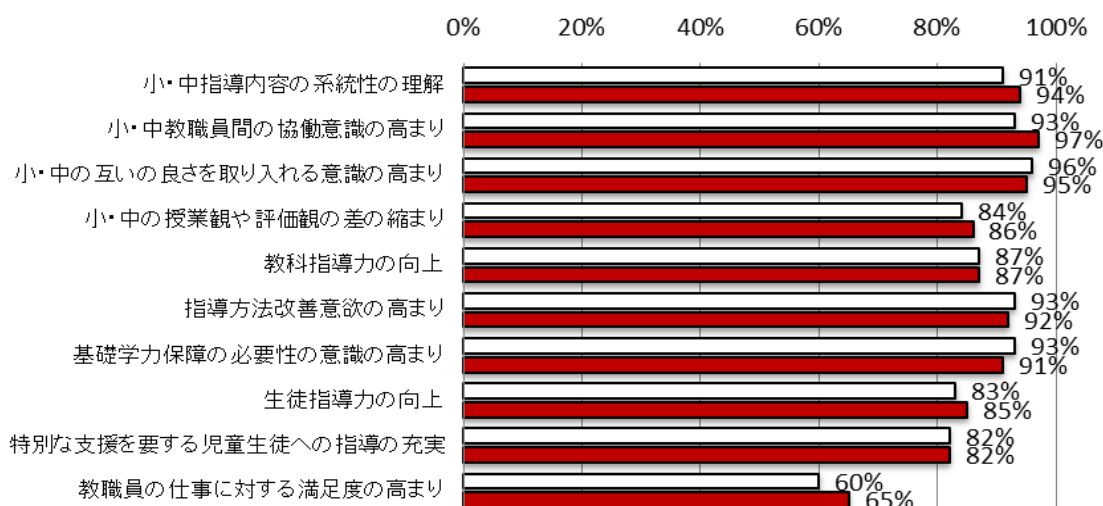


小中一貫教育の成果②(生徒指導等)



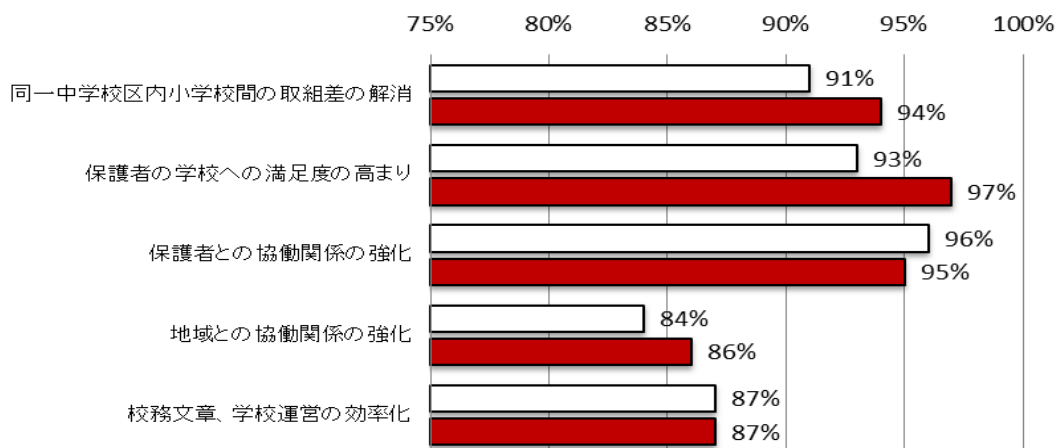
小中一貫教育の成果③(教職員の協働等)

□ H 2 6 調査 ■ H 2 9 調査



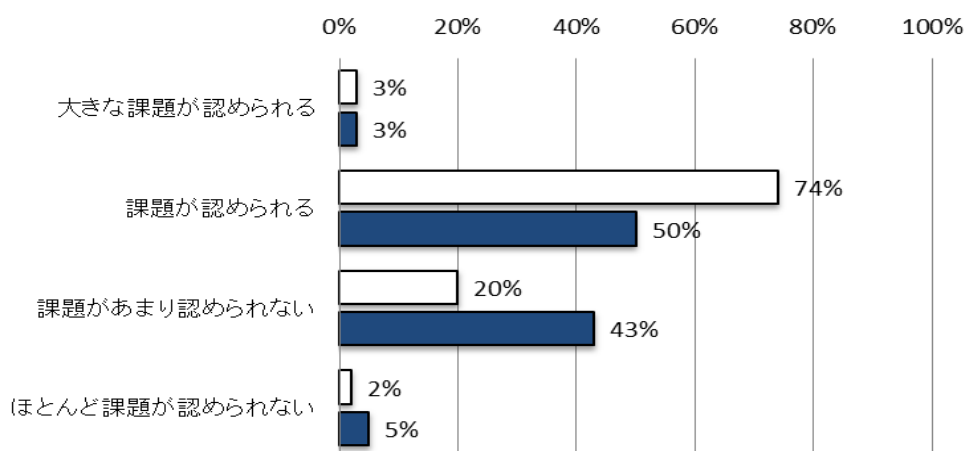
小中一貫教育の成果④(その他、学校運営等)

□ H 2 6 調査 ■ H 2 9 調査

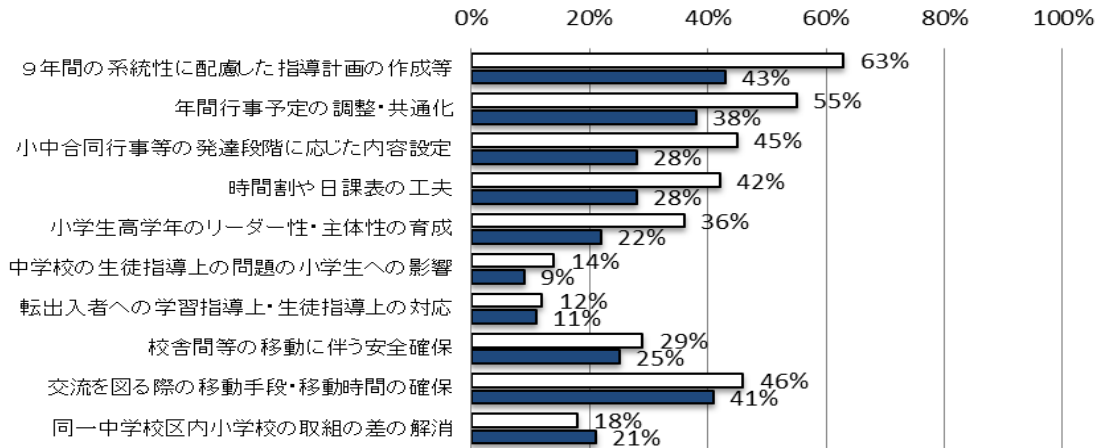


総合的な評価(課題)

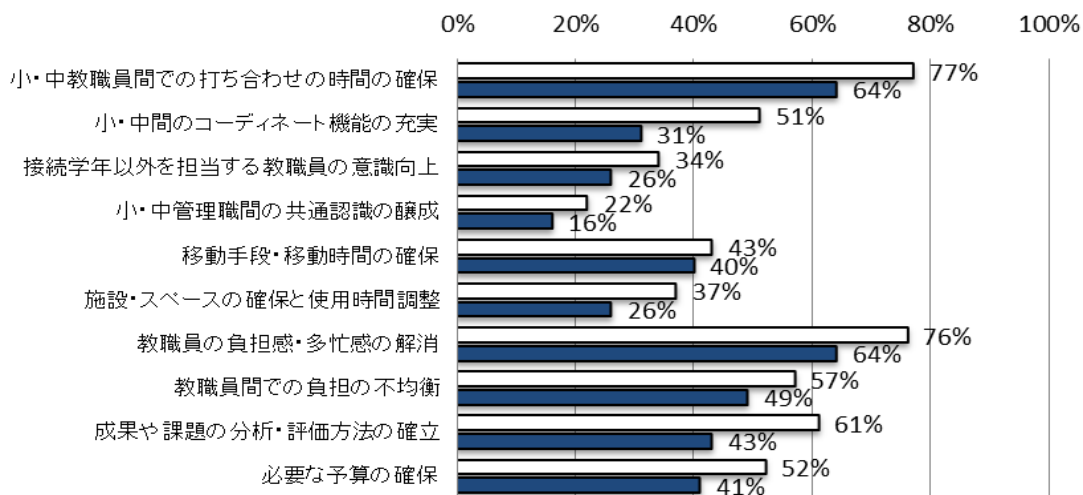
□ H 2 6 調査 ■ H 2 9 調査



小中一貫教育の課題①(学習指導・生徒指導等) □H26調査 ■H29調査



小中一貫教育の課題②(教職員の負担等) □H26調査 ■H29調査



4 千歳市における小中連携・一貫教育推進の方針

平成26年3月、千歳市教育委員会は、これからの千歳市の教育が目指す姿を明らかにするための中長期的計画である「千歳市学校教育基本計画」を策定し、教育行政の基本的な方向性や具体的な施策を示しました。その計画の施策項目15において、学校間の連携・接続の推進を示し、平成29年度教育行政執行方針においては、小中連携・一貫教育の導入に向けた具体的な検討を進めることとしました。

以上のことから、千歳市教育委員会では、この「千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針」を定め、学校と連携した調査研究等を通して、「千歳市小中連携・一貫教育実施要領」を策定し、千歳市としての小中連携・一貫教育を推進していきます。

(1) 千歳市における小中連携・一貫教育の目的

義務教育9年間を見通した系統的な教育活動や小・中学校の円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人ひとりの学力・体力の向上と豊かな人間形成を図る。

(2) 千歳市の学校配置等を鑑みた千歳市小中連携・一貫教育実施要領の策定

①本市の状況

本市における小・中学校の配置は、複雑さを呈しています。市街地においては、

○児童が複数の中学校へ分かれて進学する小学校が3校

○特定の小学校からは一部の児童のみが進学してくる中学校が3校

○上記の中学校のうち1校は郡部小規模校を含め、小学校6校から児童が進学

○過大規模の小学校と大規模の中学校が1校ずつの中学校区が1校区

と、当該中学校区においては小中連携・一貫教育を進める上での難しさがあります。

しかし、小中連携・一貫教育は目的ではなく、あくまでも、子どもたちの学力・体力の向上や人間形成に寄与するための手段であることを踏まえ、本市の現状の中でより効果的な小中連携・一貫教育の在り方を模索しなくてはなりません。

そのために、市内各中学校区の現状をおさえ、3期3年6校区による「**小中連携・一貫教育調査研究実践モデル校区事業**」による取組、教職員・学校関係者・市民対象の学習会の開催、そして、小中連携・一貫教育検討会議（※1）による協議を重ね、「**千歳市小中連携・一貫教育推進実施要領**」の策定を行います。

（※1）教育委員会教育部内の小中連携・一貫教育推進の組織。教育部長、教育部次長、学校指導室長、学校教育課長、企画総務課長、青少年課長、学校指導課長で組織

②千歳市小中連携・一貫教育実施要領の策定

○策定の目的

義務教育9年間を見通した系統的な教育活動や小・中学校の円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人一人の学力・体力の向上と豊かな人間形成を図るという千歳市小中連携・一貫教育の目的とその達成に向けた取組の内容・方法について示し、千歳市内各中学校区における小中連携・一貫教育の推進・充実に資するものとします。

○内容

千歳市小中連携・一貫教育の目的、目標、そして、目指す子ども像など、本市における小中連携・一貫教育の推進の方向性を示すものとし、具体的には、小中連携・一貫教育検討会議にて決定するものとします。

○策定スケジュール概要

策定に向けた取組の中核である「小中連携・一貫教育調査研究実践モデル校区事業」は、平成30年4月から平成33年3月にかけての1期2年間全3期（第3期は1年間）を予定しています。第1期終了時の調査研究実践モデル校区からの報告書、第2期の中間報告書提出段階の平成32年2月に「千歳市小中連携・一貫教育推進実施要領」の策定、公示を行い、第3期の終了を待って、全市における「千歳市小中連携・一貫教育推進実施要領」の本格実施とします。

小中連携・一貫教育の推進にあたっては、その必要性から調査研究実践モデル校区の指定・未指定に関わらず、取組を進めなければなりません。その取組の客観性・妥当性を確認するために、現段階における千歳市の小中連携・一貫教育の「指標」と「取組の具体」を以下に示します。これらを活用して、各中学校区の実態を踏まえながら、千歳市の全中学校区が情報を共有し合い、参考にしながら、千歳市の小中・連携一貫の目的の達成に向けて取り組ん

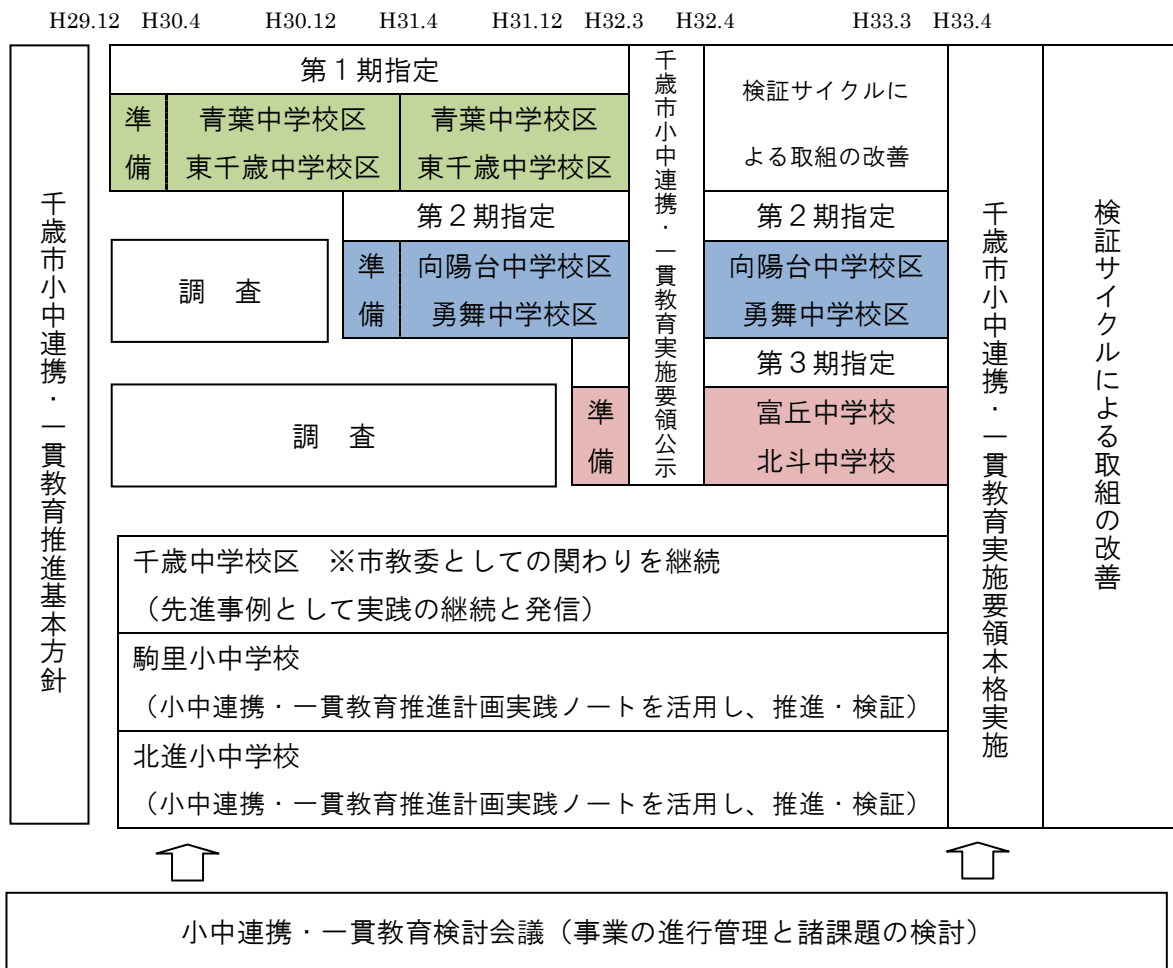
でいきたいと考えます。

③小中連携・一貫教育調査研究実践モデル校区指定事業における指定校区の選定

小中連携・一貫教育検討会議（仮称）では、「千歳市小中連携・一貫教育実施要領」の策定に向けた中核事業として、「調査研究実践モデル校区指定事業」を行います。

その際に、本年5月に実施した小中連携・一貫教育の現状把握調査や学校指導室による一般学校訪問における各校の校長からの聞き取りの結果を踏まえ、実態に応じた計画を立案するものとします。

「千歳市小中連携・一貫教育調査研究実践モデル校区指定事業」については3期3年間の調査研究とし、その間、6中学校区12校が小中連携・一貫教育に取り組み、全市の半数を超える小中学校がその推進と正対することとなります。また、この調査研究期間はモデル以外の中学校区においても、小中連携・一貫教育に向けた教育活動の整理等、準備期間として取り組むこととなります。以下、「調査研究実践モデル校区指定事業」全体のイメージ図を示します。



(3) 取組の具体

次回教育委員会会議にて、「千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針」をお諮りします。